

斜里町ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、斜里町がインターネット上に公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について、斜里町広告掲載要綱（平成20年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第2条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、斜里町広告掲載申込書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったとき、その内容を審査し、斜里町広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により、申込者へ通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第3条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町が指定する形式により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

(広告内容等)

第4条 掲載する広告のデザイン、内容等は、ホームページのイメージを損なうことがないよう広告主と調整して掲載するものとする。

2 掲載するバナー広告にイラスト、写真、ロゴマーク等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行うものとし、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

(広告掲載の位置及び掲載順序)

第5条 広告を掲載する位置はホームページ内の町長が定める位置とし、掲載順序はホームページの広告欄の上部から次に掲げる順位に従い掲載する。

- (1) 町内に事業所等を有する者の広告
- (2) 町外に事業所等を有する者の広告

(広告の規格及び禁止表現)

第6条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、1枠の規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦45ピクセル×横170ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG、PNG
- (3) データ容量 30キロバイト以内

2 高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは掲載できない。

(広告の掲載料及び納付等)

第7条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 町内に事業所等を有するもの 1 枠 1 カ月 8,000 円
- (2) 前号以外のもの 1 枠 1 カ月 10,000 円
- (3) 広告を連続で掲載する場合には、12 ヶ月目の掲載料を減額する。以下、12 ヶ月目ごとに同様の減額を行うものとし、その減額金額は前 2 号の規定による額とする。
- 2 掲載料は、1 カ月のバナー広告掲載後、その月分ごとに納付しなければならない。ただし、広告主から申し出があった場合には、その年度分の掲載料を一括で納付することができるものとする。
- 3 掲載料は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。
- 4 バナー広告の掲載枠数は、町長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第 8 条 広告を掲載する期間は毎月の初日から末日までの 1 カ月を単位とし、1 年間を限度とするが更新を妨げない。

- 2 広告掲載期間中に、サーバー等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、前項の規定に関わらず、その閉鎖した時間に応じ、次のとおり当該広告の掲載期間を延長するものとする。

閉鎖した時間	延長する日数
8 時間以上 24 時間以内	1 日
24 時間以上	閉鎖日数 + 1 日

(広告掲載の募集)

第 9 条 広告掲載の募集は、広報紙、ホームページなどの広告媒体を活用して行うものとする。

(広告掲載の取消)

第 10 条 町長は、次の各号に該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告主のホームページの内容が変更され「斜里町広告掲載要綱」及び「斜里町広告掲載基準」の規定に反していると判断したとき、又は事前の連絡なく閉鎖されたとき
- (2) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (3) 指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合
- (4) 広告主または広告内容等が不相当と判明したとき

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、公表の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。